

## 必要な地方財政総額の確保に関する意見書

新年度の地方交付税は、臨時財政対策債と合わせ 12%も大幅削減され、公立保育所運営費負担金などの一般財源化も強行されました。このような厳しい財政状況の中、地方自治体は人件費の抑制や事務事業の抜本的な見直しなど、国の取り組みを上回る徹底した行財政改革を進めています。

地方交付税は地方の固有財源であり、「地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的」(地方交付税法第 1 条)に、財源の均衡化を図るとともに、「地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税」(同第 2 条)であります。それは、地方自治体がすべての国民・住民に一定水準の行政サービスを提供する上で必要不可欠の財政的支柱となっております。国から地方への税源移譲が行われる場合にも、税源が偏在する現状では、地方交付税の役割はますます重要となります。

国庫補助金もまた、法令と制度に基づいて、地方自治体が担う教育や福祉の標準的な水準を確保するために、国の支出が義務づけられているものが少なくありません。

よって、政府におかれては、地方交付税と国庫補助負担金を含め、必要な地方財政総額を確保するとともに、地方交付税制度の根幹である財源保障機能と財政調整機能を堅持されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 3 月 23 日

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣